

令和5年度 東京都指定文化財の指定について

(参考) 東京都文化財保護審議会の審議日程

- | | |
|-----------------------|---------------|
| (1) 総 会(諮問) | 令和5年12月28日(木) |
| (2) 第1部会(有形文化財) | 令和6年1月16日(火) |
| (3) 第2部会(無形文化財・民俗文化財) | 令和6年1月24日(水) |
| (4) 第3部会(史跡・名勝・天然記念物) | 令和6年1月16日(火) |
| (5) 総 会(答申) | 令和6年2月20日(火) |

令和6年2月20日

東京都教育委員会 殿

東京都文化財保護審議会会長
後藤 治



東京都指定有形文化財の指定等について

令和5年12月28日付5教地管第2171号で諮問のあった標記の件について、東京都文化財保護審議会で本日審議した結果、下記のとおり意見が一致したので答申します。

記

1 新たに指定すべきもの

東京都指定有形文化財（絵画）

けんぼんちやくしよくごひやくらかんず
絹本着色五百羅漢図

ちようけいげんみようひつ
兆溪元明筆 36幅

東京都指定無形民俗文化財（民俗芸能）

きがみりゆうさとかぐら
相模流里神楽

2 既に指定しているものに附を追加して指定すべきもの

東京都指定史跡

ひのしゆくわきほんじんあよ
日野宿脇本陣跡

つげたり じようだん ま
附 上段の間 1棟

新たに指定するもの(2件)

1. 東京都指定有形文化財（絵画）

絹本着色五百羅漢図 兆溪元明筆 36幅

2. 東京都指定無形民俗文化財（民俗芸能）

相模流里神楽

既に指定しているものに附を追加して指定するもの(1件)

1. 東京都指定史跡

日野宿脇本陣跡 附 上段の間 1棟

1

名称

けんぼんちゃくしよくごひゃくらかんず
絹本着色五百羅漢図
ちょうけいげんみょうひつ
兆溪元明筆

員数

36幅

指定種別

東京都指定有形文化財（絵画）

所在地

護国寺（30幅）
文京区大塚五丁目40番1号
すみだ郷土文化資料館（6幅・寄託）
墨田区向島二丁目3番5号

所有者

宗教法人護国寺（30幅）
文京区大塚五丁目40番1号
宗教法人弘福寺（6幅）
墨田区向島五丁目3番2号

構造・
大きさ

絹本着色
縦209.1～214.0センチメートル
横128.8～129.9センチメートル



1 東京都指定有形文化財（絵画）

絹本着色五百羅漢図

指定理由 江戸時代前期に江戸の寺院に納められた五百羅漢図が36幅というまとまった数で伝存している点、さらにそれが当時希少であった大きな一枚絹に濃彩で精緻に描かれている点で意義深い。現存する江戸時代の五百羅漢図としては、最も早い時期に制作された作品の一つであり、また17世紀後半の黄檗宗が江戸に根付き始める時期に生まれた作例としても、絵画史上、文化史上重要と認められる。



2

名称

さがみりゅうさとかがら
相模流里神楽

指定
種別

東京都指定
無形民俗文化財
(民俗芸能)

伝承地

板橋区

保存団
体

はぎわらよしおしゃちゅう
萩原由郎社中



2 東京都指定無形民俗文化財（民俗芸能）

相模流里神楽



指定理由 相模流里神楽は、江戸時代後期から江戸近郊農村で盛んに行われてきた里神楽の流派の一つである。民俗芸能の変遷の過程を示すとともに、地域的特色を示す無形民俗文化財として重要である。

1

名称	既指定	ひのしゆくわきほんじんあと 日野宿脇本陣跡
	追加指定	附 上段の間 1棟 じょうだんのま
指定範囲	既指定	面積2,022平方メートル
	追加指定	木造平屋建 建築面積77.43平方メートル
指定種別	東京都指定史跡	
既指定年月日	平成22年3月23日	
所在地	既指定	日野市 日野本町二丁目15番9
	追加指定	日野本町一丁目15番18
所有者	既指定	日野市
	追加指定	ありやまただす 有山 董



上段の間 外観

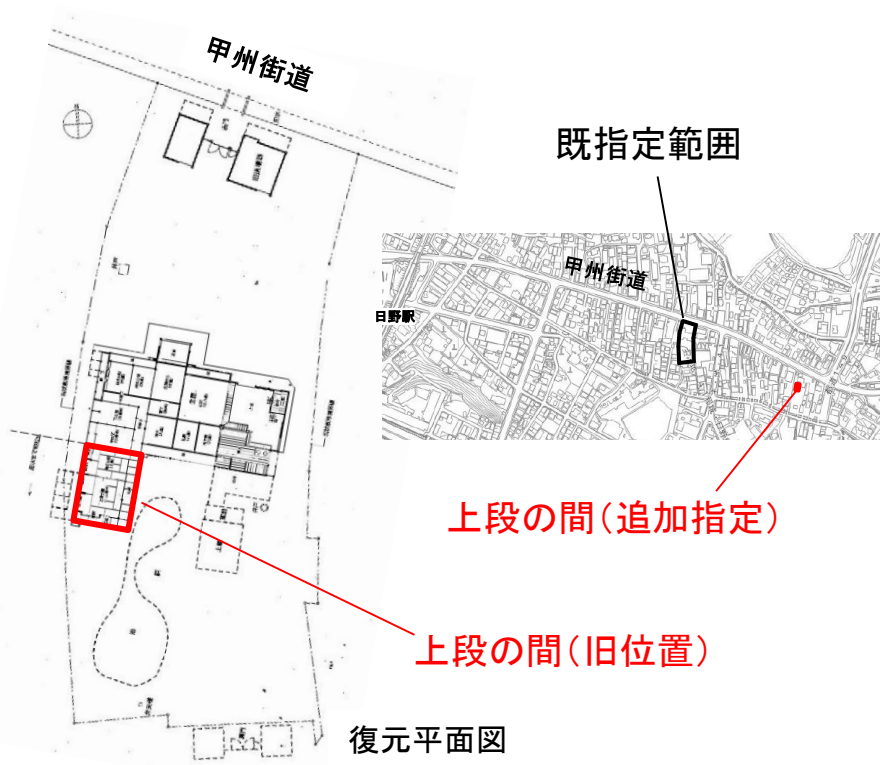


上段の間 内部

1

東京都指定史跡

日野宿脇本陣跡 附 上段の間



指定理由

本件は、かつて日野宿と呼ばれた、甲州道中の宿場の脇本陣跡である。当時の建物が現存し、敷地の主要な部分が残っていることから、東京都内の宿場制度に関わる重要な遺構として、平成22年3月に東京都指定史跡に指定された。主たる接客空間である上段の間は、明治時代に近隣に移築され史跡指定地外にあるが、比較的良好に原形を保ち、歴史の理解に欠かせない重要な建造物であることから、附として指定し日野宿脇本陣跡と一体的に保護を図る。

第十八号議案

令和五年度東京都指定文化財の指定について

東京都文化財保護条例（昭和五十一年東京都条例第二十五号）第四条、第二十六条及び第三十三条の規定に基づき、次のとおり東京都指定有形文化財等の指定を行う。

令和六年三月七日

東京都教育委員会

一 新たに指定するもの

種 別

東京都指定有形文化財

(絵画)

名称、員数、所在地、指定区域等

所有者又は保存団体

絹本着色五百羅漢図 けんぼんちやくしよくごひやくらかんず 兆溪元明筆 ちようけいげんみんみょうひつ

宗教法人護国寺

三十六幅

宗教法人弘福寺

文京区大塚五丁目四十番一号 護

国寺

墨田区向島二丁目三番五号 すみ

だ郷土文化資料館

東京都指定無形民俗文化財

相模流里神楽 さがみりゅうさととかぐら

萩原由郎社中

化財(民俗芸能)

板橋区

二 既に指定しているものに附を追加して指定するもの

種 別 名称、員数、所在地、指定区域等

所有者

東京都指定史跡

日野宿脇本陣跡
ひのしゆくわきほんじんあと

有山 董

附 つげたり 上段の間 じょうだんのま 一棟

木造平屋建

建築面積 七十七・四三平方メー

トル

日野市日野本町一丁目十五番十八

（提案理由）

東京都文化財保護審議会の答申を受けて、令和五年度東京都指定文化財の指定を行う。

参 考

東京都文化財保護審議会委員名簿

任 期： 令和4年12月1日～令和6年11月30日

氏名	所属		部会分野
☆伊 藤 裕 久 <small>い とう ひろ ひさ</small>	東京理科大学工学部建築学科教授	第一部会	建造物
◎後 藤 治 <small>ご とう おさむ</small>	学校法人工学院大学 理事長		建造物
小 沢 朝 江 <small>お ざわ あさ え</small>	東海大学建築都市学部教授		建造物
朝 賀 浩 <small>あさ か ひろし</small>	宮内庁長官官房参事官		絵画
岩 佐 光 晴 <small>いわ さ みつ はる</small>	成城大学文芸学部教授		彫刻
青 木 睦 <small>あお き むつみ</small>	国文学研究資料館研究部資料館准教授		古文書
遠 藤 ゆり子 <small>えん とう ゆりこ</small>	淑徳大学教授		歴史資料
岩 橋 清 美 <small>いわ はし きよ み</small>	國學院大學教授		歴史資料
石 井 美 恵 <small>いし い み え</small>	佐賀大学芸術地域デザイン学部准教授	第二部会	工芸技術
黒 川 廣 子 <small>くろ かわ ひろ こ</small>	東京藝術大学大学美術館長・教授		工芸技術
☆菊 池 健 策 <small>きく ち けん さく</small>	独立行政法人国立文化財機構東京文化財研究所無形文化遺産部客員研究員		民俗
山 崎 祐 子 <small>やま ざき ゆう こ</small>	一般財団法人 宮本記念財団理事		民俗
宮 田 繁 幸 <small>みや た しげ ゆき</small>	東京福祉大学・大学院留学生教育センター特任教授		民俗芸能
○山 口 英 男 <small>やま ぐち ひで お</small>	東京大学史料編纂所教授	第三部会	史跡
岩 淵 令 治 <small>いわ ぶち れい じ</small>	学習院女子大学教授		史跡
鈴 木 淳 <small>すず き じゅん</small>	東京大学大学院人文社会系研究科教授		史跡
服 部 勉 <small>はつ べ つとむ</small>	東京農業大学地域環境科学部学部長補佐 造園科学科教授		名勝
黒 田 乃 生 <small>くろ だ の ぶ</small>	筑波大学大学院教授		名勝
浜 田 晋 介 <small>はま だ しん すけ</small>	日本大学文理学部教授		埋蔵文化財
☆御堂島 正 <small>みどうしま ただし</small>	大正大学名誉教授・特遇教授		埋蔵文化財

◎会長 ○副会長 ☆部会長